

事務所設計変更審査会設置要領

平成20年10月 日施行

平成23年 6月 日改正

1. 目的

設計変更審査会(以下「審査会」という。)は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断の審査を行う場として開催する。

2. 対象工事

審査会の対象工事は、原則、変更契約を行う工事全てとする。し軽微な数量精算等の変更以外は、設計変更審査会の対象として受注者からの協議を受け付ける。(構造変更、現地条件変更時、工事の一部、一時中止 等)

ただし、下記工事は重点的に実施すること。

概数発注工事

大規模な仮設を伴う工事(任意仮設含む)

構造物等の形状変更が生じた場合

設計変更増減額が10%(対当初契約額)を超える場合

工事を中止する必要が生じた場合

3. 組織

1) 審査会

審査会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。

発注者

【委員長】:副所長(技術:河川・改築・管理の当該工事担当副所長)

【委員】:工物品質管理官、 課長、当該工事発注担当課長、当該工事担任監督員等

課長は、工務課長等の工事発注担当課長以外の技術課長を選任するものとする。(事務所の実情により設定する。)

受注者 :現場代理人、主任(監理)技術者及び元請者の関係者等

ただし委員長の指名により、委員が委員長の代理人となる事ができるものとする。また、審査会において必要と認められた場合は、審査会にて調整した内容について、委員以外の者(本局工事担当課長補佐等)の意見を求めることができるものとする。

2) 事務局

審査会事務局は、当該工事毎に発注担当課(又は当該工事担当出張所)等が行うものとし、審査会の開催、運営に関する事務を行う。

4. 審査会の開催

1) 審査内容

- ・審査会は、設計変更の妥当性(可・否)の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止の判断について審査を行うものとし、審査の対象とする設計変更の内容は、受注者より申請のあった案件とする。なお、審議については、単に案件の採択の可否のみならず、可能な限り施工方法、仕様事項など具体的な内容についても、受注者の意見を聞きながら審議するよう配慮する。
- ・なお、本官工事については、本局工事担当課へ適宜判断を仰ぐこととする。
- ・審査事項の重要度に応じて、委員長指名により発注担当課長等を委員長とした「ミニ会議」を開催し、その審議にあたってよい。
- ・審査会で必要な技術資料は、簡素化に努め、各担当者で作成することとし現地条件の大幅な変更を伴う場合、資料等で説明が難しく、現場における設計変更審査会が効率的な場合は、受発注者の協議により現場開催とする。また、審査に関わる説明は、受注者が行うものとするが、契約変更の採否決定は「3) 審査会の結果」によるものとする。

2) 審査会の開催時期

- ・審査会は受注者より主任監督員等に施工方法、契約変更の内容について書面にて開催申請のあった場合、委員長(当該工事担当副所長等)が招集し、速やかに開催するものとする。なお、審査会開催準備期間として、開催日は、申請日より概ね1週間程度確保するよう配慮すること。
- ・審査会の審議対象は双方の意見に食い違いがある事項を中心とし、事前に受注者と主任監督員等が協議の上で項目を整理するものとする。整理した審査案件項目一覧については、受注者より開催申請書に添付すること。
- ・審査会は、会議形式により実施することを原則とする。また、本局と相談の上、テレビ会議による審査会も可能とする。
- ・審査会の開催協議にあたっては、事前に「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン(案)」、「工事一時中止に係るガイドライン(案)」を確認すること。
- ・審査会の開催事務の省力化・迅速化を図るため、定期的な開催やルーチン化に向けた工夫を各事務所で行う。また、資料作成に当たっては既に提出済みの協議書等を活用するなど、省力化に努めること。
- ・対象(工種)着工前の審議会開催が望ましい。

3) 審査会の結果

審査会の議事録等、結果については以下のとおり報告し、設計変更の採否の決定を仰ぐこととする。必ず、議事録は受・発注者にて情報共有を行うこと。

- ・本官工事 : 事務局が議事録を作成し、会議出席者(受注者を含む)にて内容を相互確認 事務所長及び本局工事担当課長に報告
設計変更の採否を決定
- ・分任官工事 : 事務局が議事録を作成し、会議出席者(受注者を含む)にて内容を相互確認 事務所長に報告 設計変更の採否を決定